

# 坂田公認会計士事務所通信6月号

お客様各位

平成23年6月1日

今年は梅雨入りが早く、また、早めの台風も上陸して雨対策が必要となっております。

皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の弊事務所からのご連絡は下記の3点です。

1. 労働保険手続
2. 平成23年度助成金の改正点
3. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方

## 1. 労働保険手続

平成23年度の労働保険の年度更新手続の期間が6月1日から始まり、今年は休日の関係で7月11日(月)までとなっております。

今年度の保険料率は前年と変わっておりません。

## 2. 平成23年度助成金の改正点

4月号でお知らせしましたが、パートタイマーの正社員転換や共通処遇制度を導入する際に支給される助成金の整理統合の他、今回改正される項目として、育児・介護休業に関して支給される育児・介護雇用安定等助成金があります。

子育て期の短時間勤務制度導入に関して支給される金額が、適用1人目について従来100万円であったものが、4月から70万円に、2人目以降が80万円から50万円に引き下げられました。

また、よく似た制度として支給窓口が21世紀職業財団と都道府県労働局の2か所であったものが、事業仕分けの結果、9月から都道府県労働局に一本化されます。

支給要件等も変更されるため、注意が必要です。

## 3. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方

先月号で、銀行が経営相談、指導といったコンサルティング機能を発揮し易い形で事業計画を作成し、適宜報告すれば、銀行の協力を得られることを報告しました。

それでは、より具体的な着眼点は下記の5点となります。

- ①中小企業と大企業は異なる扱い
- ②経営者と企業を一体として判断する
- ③技術力と販売力
- ④経営者と経営努力
- ⑤経営改善に向けた取組みを高く評価

経営者は会社の中身を熟知していますが、それを外部者である銀行に対してどのように説明するかが重要となります。

銀行は組織で動いていますので、銀行担当者が納得しても、支店長や場合によっては本部審査部が承認しなければ融資が難しいのです。

銀行組織を動かすためのヒントが上記に隠されています。

## 坂田公認会計士事務所通信6月号

これらの内容を来月号で解説していきます。

なお、税制改正につきましては政局が不安定で審議が進まないことから、来月号でご報告いたします。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>